

東京都男女平等参画審議会
第2回配偶者暴力対策部会

(令和3年度第2回)

令和3年6月30日

生活文化局

1 日時

令和3年6月30日（水）午後2時00分から4時01分まで

2 開催方法

オンライン方式

3 会議次第

（1）開 会

（2）審議

・中間のまとめ骨子（案）について

（3）その他

（4）閉 会

4 出席委員（50音順）

太田晃弘委員、佐々木真紀委員、田村伴子委員、藤森和美委員、宮地尚子委員

(午後2時00分 開会)

○赤羽部長 それでは、皆様、お待たせいたしました。本日は、お忙しい中、御出席くださいますありがとうございます。

時間となりましたので、これより「東京都男女平等参画審議会第2回配偶者暴力対策部会」を開会させていただきます。

私は、生活文化局男女平等参画担当部長の赤羽でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、第1回と同様、オンラインで実施させていただいておりますけれども、もし、途中で画面が映らないですとか音声聞こえないなどの問題が発生した場合は、一旦、会議から退出いただきまして、再入室を試みていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。再入室をしても改善されない場合は、あらかじめお伝えいたしました緊急時用の電話番号に御連絡をお願いいたします。

発言の際には挙手ボタンを押してお知らせいただきまして、部会長の御指名を受けてから御発言いただくようお願いいたします。また、ハウリング防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の出席状況について御報告いたします。本日は、全委員に御出席いただいております。

それでは、これ以降の進行は藤森部会長にお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤森部会長 それでは、議事に入ります前に、審議会及び会議録の公開・非公開につきまして確認いたします。前回の部会において、本部会では、配偶者暴力被害の実態把握や支援策の検討に当たり、個人が特定されるおそれのある事例などを扱うため、非公開で進めることとさせていただきましたので、本日の部会についても非公開とさせていただきます。

次に、議事録の取扱い及び作成方法についてですが、議事録は全文、氏名入りでホームページで公表いたします。議事録の作成方法は、事務局で議事録案を作成し、発言者の皆様に御確認をお願いし、最終的な確認は部会長に一任とさせていただきます。なお、個人情報に関わる事項などがある場合は、発言者と御相談させていただきます。

それでは、次第2、中間のまとめ骨子(案)の検討に入らせていただきます。第1回の部会における議論などを踏まえて、9月の審議会総会において、部会として報告する

中間のまとめの骨子（案）を作成しています。骨子（案）については、事前に委員の皆様にもお送りしていますが、まず、事務局から、その概要について説明をお願いいたします。

○菅野課長 男女平等参画課長の菅野でございます。

中間のまとめ骨子（案）概要について、説明させていただきます。

骨子（案）については、先週、事前に送付させていただいておりますが、分量が多いため、本日は資料3、中間のまとめ骨子（案）概要により説明をさせていただきます。

資料3を御覧ください。

中間のまとめ骨子（案）は、二部構成になってございます。第1部において、基本的考え方について記載をしております。続いて、第2部において、基本計画に盛り込むべき事項として計画体系（案）としてお示ししている事項について記載をしております。

まず、第1部、基本的考え方についてです。この概要説明資料では、4項目からまとめています。

まず、1、現状認識です。配偶者暴力をはじめとする男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。配偶者暴力は家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向にあり、被害が深刻化しやすい特性がある。被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難な状況に置かれている。内閣府調査では、配偶者から何らかの暴力を受けている女性は4人に1人に上る。子供が直接暴力を受けていない場合でも、配偶者暴力を目撃することにより心理的外傷を受ける場合は児童虐待に当たる。

2、目指すべき社会の在り方として、男女間のあらゆる暴力のない社会を掲げています。

右側へ行きまして、3、施策実施の中心となる視点として、都の配偶者暴力相談支援センターの充実と区市町村・民間団体等の支援及び連携を両輪として、今後の取組を積極的に推進するとしております。また、特に、以下の3点を施策実施の中心となる視点として記載をしております。（1）暴力の背景の正しい理解と暴力を許さない社会の形成に向けた啓発、（2）都と区市町村等関係機関、民間団体の相互連携と役割分担、（3）被害者等の安全確保と本人の意思を尊重した継続的な支援、の三つです。

4、計画の推進として、基本計画の推進に当たっては、取組に応じて行動目標や達成年度を設定するなど、達成状況を把握するとしております。

次ページに行きまして、第2部、基本計画に盛り込むべき事項についてです。各事項別に、資料左側に各事項の主な現状、課題について、資料右側に各事項の主な取組の方向性について記載をしております。上から順に説明いたします。

I、配偶者暴力対策の1、暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見。(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進に係る主な現状、課題として、暴力を受けた際の相談機関の存在の認知度は、おおむね若年層ほど低い。小さいうちからお互いを尊重するなど、適切な人間形成に向けた取組が必要。

右側、主な取組の方向性として、若年層がよく利用する媒体を活用し、交際相手からの暴力等について啓発、相談しやすい環境を整備。学校教育の中で発達段階に合わせた教育を推進するを挙げています。

(2) 早期発見体制の充実に係る主な現状、課題として、被害をどこにも相談しなかった人の2人に1人が「相談するほどのことではないと思った」。医療機関や幼稚園等、周囲の人々による早期発見が有効。

右側、主な取組の方向性として、医療機関への被害者対応マニュアルの普及・活用。幼稚園等における「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」等の活用を挙げています。

2、多様な相談体制の整備の(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実に係る主な現状、課題として、都支援センターの相談件数は約1万件。相互に連携・協力すべき機関として、児童相談所が法文上、明確化された。

右側、主な取組の方向性として、支援を必要とする被害者がより相談しやすくなるよう、SNS等を活用した相談機能の充実。児童相談所と関係機関との連携強化を挙げています。

(2) 身近な地域での相談窓口の充実に係る主な現状、課題として、区市町村における相談件数は平成15年度から3倍以上増加。支援センター整備団体数は17区。

右側、主な取組の方向性として、身近な地域において被害者からの相談に適切に対応できるよう、区市町村や警察等の相談窓口職員への研修の充実。区市町村の状況を踏まえた技術的支援を挙げています。

(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実に係る主な現状、課題として、被害者には外国人等も含まれている。男性被害者の約6割がどこにも相談をしていない。

右側、主な取組の方向性として、一人一人の状況に応じた対応ができるよう研修を充実。相談につながるよう相談窓口の周知方法を検討を挙げています。

次ページ、3、安全な保護のための体制の整備の（1）保護体制の整備に係る主な現状、課題として、被害者は心理的に不安定な状況や複合的な問題を抱えている状況も多い。国においては、婦人保護事業の運用面の見直しや新たな枠組みの必要性が議論されている。

右側、主な取組の方向性として、民間団体との連携等、一時保護体制の一層の充実、同伴児童への対応の充実。国の動向を注視し検討を挙げています。

（2）安全の確保と加害者対応に係る主な現状、課題として、被害者の約半数が加害者の追跡について不安を感じている。児童相談所等においては、加害者からの威圧的行為を受けている。

右側、主な取組の方向性として、保護命令やストーカー規制法等の周知など、被害者の安全確保に向けた適切な対応。加害者対応の留意すべき事項について周知を挙げています。

4、自立生活再建のための総合的な支援体制の整備の（1）総合的な自立支援の展開に係る主な現状、課題として、被害者が自立できるようになるまでには、就労や自宅の確保等、様々な課題がある。自立支援に係る手続を行うため、複数の窓口で繰り返し状況を説明することは心理的に大きな負担。

右側、主な取組の方向性として、都支援センターではニーズを踏まえた自立支援機能の充実、区市町村内の連携強化、支援センター機能整備に向けた技術的支援の充実を挙げています。

（2）安全で安心できる生活支援に係る主な現状、課題として、加害者の追跡が及ばないよう、被害者の個人情報管理に細心の注意を払うことが求められる。

右側、主な取組の方向性として、住民票の取扱い等を広く周知するなど、被害者の個人情報管理の徹底を挙げています。

（3）就労支援の充実に係る主な現状、課題として、被害者の半数近くが無職で約8割に子供がいる。

右側、主な取組の方向性として、被害者のニーズに合った支援策の提供を挙げています。

次ページ、（4）住宅確保のための支援の充実に係る主な現状、課題として、被害者の避難先として、一時保護施設や一時保護施設退所後の住まいとして社会福祉施設、都営住宅等、様々な施設がある。

右側、主な取組の方向性として、被害者に対する適切な情報提供を挙げています。

(5) 子供のケア体制の充実に係る主な現状、課題として、子供を持つ被害者の約3割が子供の心について不安を抱えている。配偶者暴力により離婚した後の面会交流には、慎重な対応が必要。

右側、主な取組の方向性として、子供のケアのための親の心の回復を側面から支援。関係機関の職員を対象に具体的な知識や技術を付与を挙げています。

5、関係機関・団体等の連携の推進の(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化に係る主な現状、課題として、都と区市町村の連携は広域及び地域での連携ネットワークの核となるもの。

右側、主な取組の方向性として、区市町村の支援センター整備に向けた働きかけを挙げています。

(2) 民間団体との連携・協力の促進に係る主な現状、課題として、被害者にきめ細かい支援を行うために民間団体が大きな役割を担っている。

右側、主な取組の方向性として、専門的能力を有する民間団体の取組の支援を挙げています。

6、人材育成の推進に係る主な現状、課題として、被害者支援には、被害者の状況、特に精神的ダメージについての理解と配慮が必要。

右側、主な取組の方向性として、民間団体も含め、被害者支援に当たる人材の育成を挙げています。

次ページ、7、適切な苦情対応に係る主な現状、課題として、不適切な対応により支援機関に対する不信感を抱き、暴力被害の解決が阻害される事例が依然として起きている。

右側、主な取組の方向性として、二次被害防止のための研修の充実を挙げています。

8、調査研究の推進に係る主な現状、課題として、加害者への対応は、被害者保護だけではなく、暴力防止の観点からも重要。

右側、主な取組の方向性として、加害者更生について、国の動向を注視するとともに民間団体の取組に関する情報収集を行うを挙げています。

Ⅱ、性暴力被害者に対する支援に係る主な現状、課題として、近年、被害者や支援団体等が声を上げ、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的機運が高まっている。

右側、主な取組の方向性として、性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援事業の充

実を上げています。

Ⅲ、ストーカー被害者に対する支援に係る主な現状、課題として、被害者との関係は約7割が面識のあるもの。

右側、主な取組の方向性として、ストーカー行為の危険性やインターネット利用等に関する正しい理解を促すための啓発を挙げています。

Ⅳ、セクシュアルハラスメントの防止に係る主な現状、課題として、雇用の場だけでなく、多くの場面で起こる可能性がある。

右側、主な取組の方向性として、被害に遭った人からの相談に適切に対応できるよう対応能力の強化を挙げています。

Ⅴ、性・暴力表現等への対応に係る主な現状、課題として、スマートフォン普及により、より手軽に情報を収集できるようになった反面、トラブルに巻き込まれるケースも増加。

右側、主な取組の方向性として、リベンジポルノ等、性・暴力表現に関わるトラブルへの相談対応強化を挙げております。

骨子概要についての説明は、以上となります。

事務局からは、以上となります。

○藤森部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて、骨子（案）について御意見をいただきたいと思っております。時間が限られております中、全てにわたって議論を進めていくため、目安としては、第1部、基本的考え方で10分程度、第2部、Ⅰ、配偶者暴力対策、1の1から8で各項目8分程度、合計で65分程度、ⅡからⅤ、合わせて15分程度、計90分とさせていただこうと考えています。ただし、議論の進み具合に応じて時間配分は臨機応変に進めたいと思っております。

それでは、第1部の基本的考え方について、御意見を伺いたいと思っております。どなたか、委員の方で、まず御意見がありましたら、お手を挙げていただければと思っておりますが。私のほうで、御指名させていただく形でもよろしいでしょうか。

それでは、太田委員いかがでしょうか。第1部についての御意見がございましたら、お願いいたします。

○太田委員 第1部は、総花的というか総論的な部分なので、特に私のほうで見ていて違和感もないし、異論も特にないかと。むしろ、第2部のところでいろいろ細々とあり

ます。

○藤森部会長 ありがとうございます。

それでは、佐々木委員いかがでしょう。第1部についての表現等も含めて、何か御指摘等がございましたら、よろしく願いいたします。

○佐々木委員 私も太田委員と一緒に、第2部を一生懸命見ていたので、第1部は大丈夫です。

○藤森部会長 それでは、第1部について、田村委員いかがでしょうか。お気づきのことがありましたら、お願いいたします。

○田村委員 進め方について、ちょっとお伺いしたいんですけども、この骨子（案）と、それから、いただいた、もう既に八十何ページにわたる計画が書かれているんですけども、今議論するのは、この骨子（案）だけということでもよろしいのでしょうか。例えば、1部についても基本的な考えで既にいただいた文章がありますが、そのことでちょっと引っかかることも含めますか。それは、また別に議論するのでしょうか。

○藤森部会長 事務局のほう、いかがでしょうか。

○菅野課長 事務局でございます。

先ほど私のほうからは資料3により骨子（案）の概要について説明をさせていただきましたが、本日は資料3の概要について御意見をいただくということではなくて、事前にお送りしております骨子（案）、50ページぐらいになるかと思うんですけども、こちらにつきまして、表現等を含めて足りないものはないかとか、この表現はおかしいのではないかとか、そういったところで具体的な御議論をいただければと考えてございます。

○田村委員 ありがとうございます。骨子（案）のことについては、まず、私も賛成ですが、この細かい計画案に当たるところで、ページ数で言うと第1部の基本的な考え方の3ページの暴力をめぐる現状認識というところの暴力の交際相手からの暴力について女性が16.7%、男性が8.1%とあります。

ただ、令和2年の内閣府の男女間における暴力調査では、同居している交際相手からの暴力が男女とも4割近くになっている。その前の平成29年の調査では、女性57.4%、男性27.3%だったので減ってはいるんですけど、やっぱり4割って相当なので、同居している交際相手からの暴力の現状も明記したほうがいいんじゃないかなということは思いました。

あと、同じ基本的考え方の6ページのところの(3)の被害者の安全確保と本人の意思を尊重した継続的な支援というところで、ここで被害者本人の意思を尊重したというところでは、あえて同居をしたまま、同居を選択する被害者に対しても、意思を尊重した継続的な支援というようなことも入っていたほうがいいのではないかというふうに、文章の中の言葉では思いました。

以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。今の表現のところ、付け加えていただきました。

それでは、宮地委員いかがでしょうか。

○宮地委員 私も基本的考え方については特に異論はなくて、これがその後ちゃんと生かされるといいなと思っています。

細かいほうだと、6ページに基本計画の具体的な数値目標を設定しという、これはどういうのをするのだろうというのがちょっと分からなかったのも、知りたいなと思いました。

以上です。

○藤森部会長 数値目標の設定ということですね。ここは、どういうことを具体的に想定しているのかということをお聞きしたいということですね。

○宮地委員 はい。

○赤羽部長 事務局でございます。

現在の計画では、区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能の設置数、これが現在も目標値として掲げておりますので、それを、5年後をどれぐらいにするかということは今から議論していった上で、次期計画についても、そういったものを数値目標にしたいというふうに考えております。

○宮地委員 センターの数だけということですか。

○赤羽部長 現在のところはそのように考えておりますけれども、もし、ほかに何か指標となるようなものがございましたら検討させていただきたいと思いますが、何か適切なものがありましたら御意見をお願いしたいと思います。

○宮地委員 すぐには。いや、それだけだとは思わなかったので、ちょっとびっくりしましたが、特に今すぐ思いつくのがあるわけではありません。

○藤森部会長 そうですね。じゃあ、少し2部のほうに移って、具体的なところを見ていく中で、もしほかの委員の先生方も何か、これは数値目標にしたほうがいいのではない

かというようなお考えが出ていらっしゃったら、御意見を伺いたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、第1部のほうは、おおむね皆さん、表現等それほど大きく異論はないということですので、第2部のほうについての御意見をお伺いしていきたいなというふうに思います。細かく分かれていますので、少し分けてお話をしていきたいと思うんですが、第2部、I、まず一番大きいところですね。配偶者暴力対策というところで1から8まで分かれていますのですが、まず1番の暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見というところで、お話を伺いたいというふうに思います。

それでは、この点について特に先に意見が言いたいという委員の先生方がいらっしゃったら、お願いいたします。いいですか。では、順番にお当てする形でよろしいでしょうか。

太田委員、いかがでしょうか。

○太田委員 (2)のほうの現状、課題のところ、丸二つ目みたいなところがあるんですけども、都のほうでは啓発資料を作ったりとか研修をやってきましたみたいな話があって、実際、どんな研修がなされているかというところについてです。自分としてすごく気になるのは、配偶者暴力の被害を受けている方って、教育とか啓発だけじゃ多分、たどり着かない人が相当割合いらっしゃると思うんですよね。そういった方に、どうアウトリーチしていくのかみたいな観点が、もっといろいろ盛り込めるといいのかなと思います。

例えば、保育所だとか幼稚園だとか学校とかで、そういったDVの疑いがあるようなところにプログラムをみたいな話は出てくるんですけども、具体的にここでやっている研修というのは、そういったところまで踏み込んでやっているのかとか、その辺りは、今現状、どんな感じなんですか。

○赤羽部長 事務局でございます。

まず、早期発見と気づきとつなぎということになるかと思うのですが、職務関係者研修というものを東京ウィメンズプラザでやっております。それは、DVは子供の関係から発見できるのではないかということで、保育所、子供家庭支援センター、児童相談所、そういったところの職員の方向けのもので、ウィメンズプラザの所長のほうから詳しく御説明をさせていただきます。

○加藤東京ウィメンズプラザ所長 ウィメンズプラザの所長、加藤でございます。

今、説明がありました職務関係者研修なんですけれども、基本的には基礎研修とかもやっております、民生委員の方ですとか児童委員さん向け、あとは子供についてというカテゴリーでも研修を立てております、そちらにつきましては児童相談所の方とか、あと、もちろん幼稚園、保育園の先生方とかにもお声がけして御参加いただいていたりにしています。

また、教育関係者向けというのは、今はデートDVということについてテーマを取り上げてやっております、夏休みとかに設定して学校の先生に来ていただくようにやっております。

また、医療関係者の方向けにも、DVの早期発見ということに積極的に関わっていただきたいということで実施をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○太田委員 ありがとうございます。

都としてできることって、当然、限りがあるんだと思うのですけれども。というのは、要は、市区町村との関係とかもあるかと思うので。ただ、当然のことながら、例えば、都内の全保育士さんとか全学校の先生とかを対象に研修とかができるわけじゃないことは重々理解した上で、例えば研修を受けた人の人数とか、研修を受けた人が、またさらに職場に戻って、職場でまた他の職員さんたちに研修するみたいな仕組みをつくるとか、その辺なんかも必要だと思います。場合によっては、数値目標なんかを盛り込めるのかなというふうに思ったりしましたし、そういったことをまた取組の方向性の中に、従前に比べてもっと枠を増やすとか、そういったことも場合によっては盛り込めるのかなというふうに思いました。

以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。

次に、佐々木委員いかがでしょうか。

○佐々木委員 一般社会の啓発というんですかね。一般の人たちが知る確率というか、周りの人たちが、こういうことはよくないよねということを知る機会があまりないのかなと思っています。一般社会とか、あと企業の理解とかを促進する、そういうものがもっとあってほしいかなというのは思います。

暴力を許さないというところは、若年層とか学校教育の中で、と書いてくださっている、それはすごくいいことだと思うんですけど、やっぱり世の中の人たち、一般社会や

企業の理解というか、そういうものはまだまだ少ないのかなというのを思うところです。例えば、同じ企業で働いているご夫婦で暴力があって離婚なさるという場合に、どうしても女性側が退職してしまうケースが多いことがあります。一般には被害がなかなか理解されないということはまだまだあるんです。

また、ストーカー被害に関しても、やっぱり会社を辞めなくてはいけない結果になっているケースも多くあります。被害者なんだけれども問題をちゃんと理解されないので、企業側はトラブルを回避するために会社を辞めてもらうというつらい結果になっているケースは多いです。なので、一般社会と企業にちゃんと配偶者暴力やストーカー被害の問題を理解してもらうという基本的なスタンスは、重要なんじゃないかなとすごく思っています。

あと、早期発見ですけれども、早期発見でうまくいっているのが、保健師さん経由で来る、婚姻関係になりたての人たちです。はじめて子供を持って保健師さんに話をして、自分たちの関係はおかしいんじゃないかというふうに気がついて、相談に来るケースが多いんですね。その早期発見はとてもうまくいっていて、お互いにトラブルの期間もみじかく、被害も深刻化していない状態なので、加害側も被害側もまだ精神的には健康な状態で、いろいろな教育とか学習プログラムが入りやすいケースが多いです。

また、学校とか専門学校・大学などで暴力被害を受けていて、最終的に警察から支援につながるケースがあるんですけど、専門学校・大学の中でも、やっぱりまだきちんと理解されていないということがよく見受けられます。このように、もう既に周知されていると思えるところでも、まだまだ継続してやっていかなくてはいけないという現実はあると思います。そんな感じです。

○藤森部会長 ありがとうございます。一般社会、企業での理解ということですね。特に企業にお勤めをしていたりすると、女性の側が被害者であるにもかかわらず仕事を辞めさせられてしまうというようなことを是正していきたいということ。

もう一つが早期発見ということで、保健師さんなんかはアウトリーチもしてくださるし、妊娠ということをきっかけに夫婦間のトラブルを相談しやすいところ、若いのでまだ知識が入りやすいところですね。

そうすると、もっと、そういう意味での早期発見、早期予防という点では、学生時代、中・高・大に、もっとパートナーからの暴力ということに対する教育を入れておくべきであろうということですよ。孤立しない子育てのためにも、そういうことを早期に入

れておく必要があるという御意見をいただきました。ありがとうございました。

それでは、田村委員いかがでしょうか。

- 田村委員 今、佐々木委員がお話くださったように、自分がDVを受けている、虐待しているって気がつかない方たちが非常に多いので、民間の団体では、子育て広場とか実際に母親たちが集まる居場所で、子育ての悩みを聞きながらその背景にあるDV・虐待に気づき、相談につなげる、未然防止の啓発をしています。ですので、ここに書かれている医療機関、保健センター、幼稚園、保育所以外にも、民間にあるいろいろな育児サークル、母親の子育て広場みたいなのところも含めて啓発されていくというのを取組に入れていったらどうかと思います。

また、教育の場で、前回の部会でも文科省が命の安全教育をする中で、SNSやプライベートゾーン、相手との距離、デートDV、人権に関わる性暴力のことが項目として挙がっていることに触れさせていただきました。それに関わることが計画案の9ページに書かれていると思いますが、表現として「学校教育において学校指導要領に基づき人権教育を引き続き推進する」とされています。この部分に関して、さらに、性的同意のことなどについても、小さい頃からちゃんと理解することも、織り込んでいただけたらというような思いはあります。

以上です。

- 藤森部会長 ありがとうございます。命の教育というようなことに基づいて、まずは気づかない一般の被害者の方たちに、民間の子育てサークル、何げなくお母さんたちが入れるようなところにもちゃんと知識、情報がキャッチできるような仕組みをつくるということですね。

それと教育の問題、子供たちに早期の段階から教育を入れていったほうがいいのではないかという御提案をいただきました。なかなか性的同意の問題とかというのも、大学生とかにお話ししてみても、まだまだ抵抗感がすごく強くて、率直にそういう話を語れないみたいなのところが、実際の現場では大学生対象にしたりするとある中で、どういうふうにするかという教育を入れ込んでいくかというような、そういうプランをまずつくってみないと、すぐにはなかなか入らないんだらうなというのが、発達段階に応じて、どういうふうに入れようかなというのは、これからの課題かなというふうには考えたりしています。

では、次に、宮地委員いかがでしょうか。

○宮地委員 内容そのものは、書かれていることはいいと思うんですけども、細かいほうの11ページのところを読むと、医療関係者への配偶者暴力、被害者対応マニュアルはつくっているし改訂し配付しているけど、それが知られていないというところが書かれてあって、やはり、単に配るだけじゃなくて、ちゃんとそれが周知されるというか、皆さんに伝わるというところを強化していただきたいなと思いました。

それから、もう1個言ってしまうと、幼稚園等におけるというところも、被害者に対応するマニュアルがないということなので、じゃあマニュアルをつくれればいいんじゃないのというふうに思いました。

以上、2点です。

○藤森部会長 ありがとうございます。宮地委員、医療関係者に対する周知というような面では、診療科とか看護師さんとかという関係なくということですよ。

○宮地委員 そうですね。どういうふうな配り方をされているのかが分からないので、どこまでどう伝わっているのかがわかりにくくなっています。単に病院に1冊ずつ配ってもしようがない話でしょうし、もうちょっと実効性があるような形で情報が伝わるいいなと思いました。

正直、私もこれがあるのを知らなくて、今ネットで調べたら出てくるんですけど、パスワードが必要みたいなのが出てきて、どういう仕組みになっているのかなというのもあったので、もし御存じの方が、詳しい方がおられたら教えてください。

○藤森部会長 そうですね。私も拝見したことがないので、ちょっと分からないんですが。例えば虐待とかですと、具体的に、もう、こうして、こうして、こうしてというのが決まっていて、兎相に通告しなければならないみたいな形が決まっていると思うんですけども、配偶者の場合は、それは違うという感じなんですか。ちょっと事務局、もし知識がありましたら。

○赤羽部長 事務局、赤羽でございます。

まず初めに、宮地先生の医療機関へのマニュアルなんですけれども、これは加害者に見られると困る、その配慮が必要ということで、ホームページに載っているんですけども、私どもの部署に御連絡いただければパスワードをお伝えしております、そこでお伝えしたパスワードで開けて入っていただいて、御活用いただくということで、今まで取り組んでおります。

○宮地委員 医療関係者には、どうやって、これは配付されたんでしょうか。

- 赤羽部長 作成しましたときに、各医師会さん等を通じて周知をお願いしております。
- 宮地委員 どれぐらいの部数とか、そういうのは。
- 赤羽部長 印刷物としては、作成当初は複数つくったんですけれども、基本的にはデータで配付ということを考えておりますので、何部ということではない表現になっております。
- 宮地委員 じゃあこれは、パスワードは、次に配るときはどういうふうに配られるんですか。さっきの加害者に見られたら困ると言われたけど、でも、医療関係者の中にも加害者はいないわけではないので、どう……。
- 赤羽部長 ホームページにもものは載せてあって、どなたでもアクセスはできるようになっているんですけれども、誰でも見られるようにしないということで、私どもとコンタクトが取れた方にパスワードをお伝えして、そこから入っていただくということで、なるべく広く医療関係者の方に御活用いただきたいと思っております。
- 藤森部会長 そうしたら、具体的に医師会にPDFファイルを渡して、各医療機関に、それがまた転送されるという形ではないということなんですね。
- 赤羽部長 そうですね。そういう形は取っていないです。
- 藤森部会長 ホームページにありますよということをお知らせしていると。
- 赤羽部長 はい、そういうことです。
- 藤森部会長 ちょっとワンクッション置く感じですかね。そうすると、なかなかそこで、じゃあ、それをわざわざ引いてみようかというところまでいっていただけるかどうかというところの道のりを乗り越えた方しか、ちょっとたどり着けないかもしれないということになる感じですかね。

宮地委員、いかがでしょうか。

- 宮地委員 そうですね。わざわざパスワードまでそちらに連絡して聞く人は、あまりいないだろうし、あと医師会と言われましたけど、医療関係者って医師だけではなくて、むしろ看護師さんとかいろいろな、実際、患者さんと接する時間が長い方のほうが気づきが多いかもしれないので、医師会だけじゃなくて看護師さんや、そういうところの関係機関からも伝えていただいたほうがいいと思うし。

確かに、ホームページで自由に誰でもというのは、ちょっと問題があるのかもしれないけど、今こういう情報ってたくさんあるし、今見たら、広島県なんかそのまま出していたりするので、あまり、よほど私も内容を見ていないから分かりませんが、そこま

で加害者に対しての、読んだら危険なものがないのであれば、もうちょっとアクセスしやすいように配付されたほうがいいんじゃないかと思います。

○藤森部会長 これは、検討する事項として捉えたほうがいいと思いますね。

○赤羽部長 ありがとうございます。

○藤森部会長 すみません。このマニュアル、ごめんなさい、いつできたんでしたっけ。これが、平成25年度ですね。作成できて、平成30年度に改訂を行っているんですね。配付の仕方は、25年度から変わっていないという感じですか。

○赤羽部長 そうですね。時期を捉えてお伝えしているのと、あと、先ほど申しましたウィメンズプラザの医療従事者向けの職務関係者研修などで、概要と使い方を御説明しております。研修後、お問合せが増えたりしておりますので、そのような機会を少し工夫していくことも必要かなと思っています。

○藤森部会長 そうですね。3割の方が御存じないというふうになると、ちょっと大きいですよ、これは。

宮地委員、ありがとうございました。

それでは、次に、第1部の2のほうに移りたいと思います。多様な相談体制の整備というところで、2のほうに移っていきたいと思いますので、また最初に戻りまして太田委員から御意見を伺えますでしょうか。

○太田委員 まず、細かい言葉の話になってしまうんですけど、16ページの注釈にあるスーパーバイズの注についてです。スーパーバイズといったときに相談員のための研修と書いてありますが、多分、研修ってスーパーバイズの中の一部にはなるのかもしれないんですけど、スーパーバイズの言い換えにはならない気がするので、もうちょっと一般的な定義を書かれたほうがいいのかなど。研修も含むけどという前提で、ちょっとそれは思いました。

あと、これもあまり提言とかは関係ないのかもしれないんですけど、多様な人々のという中で外国の方の問題なんかが出てきたりしていて、あまり知られていないかもしれないんですけど、一応法テラスも関与して、法務省なんかでフレスクという外国人の方のいろいろな問題をワンストップで解決しようという窓口を、四谷の新しくできたビルにつくってしまして、そこなんかとも協働なんかをしていく必要があるのかなと思いました。

これは多分、個別の課題みたいになるんだと思うんですけど。ただ、その絡みで言

うと、それと同じような格好でワンストップサービスみたいなこと、この後もちょっと出てくるんですけれども、どうなんですかね。DVとか配偶者暴力の関係で、どこまでできているのかの問題はあると思うんですけど、窓口をもうちょっと一本化できないかみたいな話も、この後の4のところなんかでも項目としては出てくるんですけれども、そういった話も取組の方向性の中で、できたらというふうに思います。

現状ってどうなんですかね。一つの窓口に行けば、全部何でも解決するというわけじゃなくて、どちらかというと支援員さんとかにフォローしてもらいながら、いろいろな窓口を回っていくみたいなことをしていくことが多いと思うんですけど、そこをもうちょっと集約できないかみたいな視点ができたらと、そういうことです。

あと、もう一つは、取組の方向性の最後のほうの話で、これも1のところでも述べたこととかぶるんですけれども、やっぱり被害を被害とっていない人の対策だとかアウトリーチの視点で、啓発よりももうちょっと踏み込んで、被害を受けている人のところにどうやってアクセスするかということも、検討する必要があるんだということを盛り込めるといいのかなというふうに思いました。

以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。このところで支援者の方の、まずスーパービジョンというふうなところが、具体的にどういうことを指しているのか。研修と集団スーパーバイズなのかもしれないのですが、ちょっとその辺の実具合というか、一人一人の資質向上にどの程度エネルギーが割けているのかというのは、いかがでしょうか。どうでしょう、ウィメンズプラザの……。

○加藤東京ウィメンズプラザ所長 ウィメンズプラザの加藤です。すみません。

スーパーバイズ、区市町村さんの相談員さんを中心に、月に、1回程度集まっていたいて、相談員さん、区市から相談したい事例を出していただいて、皆さんで意見を交換して、先生にも教えていただくというようなことで、研修を実際実施しております。

以上です。

○藤森部会長 相談員さんの方々は、自分のところに順番が回ってきたりする回数とか、自分がスーパービジョンを受けるということに関して、どの程度満足度というか、足りているとか足りていないとか、もっと自分は相談したいとか、いやいや、みんなの前で発表するのは恥ずかしいとか、いろいろあると思うんですけれども、その辺の実態はいかがでしょう。

○加藤東京ウィメンズプラザ所長 実際、聴講というか、お聞きしていてやはり相談員さんによります。積極的に自分の事例を皆さんにとり方もいらっしゃるし、一言ずつは話していただくよう、先生に御配慮いただいているので、ちょっと引っ込み思案の方にもご発言いただけるよう努めています。

○藤森部会長 ありがとうございます。そうですね。集団スーパービジョンということで、どうしても皆さんの目があるといういい面と、皆さんに知られてしまうというところのもどかしさがあると思うので、どうでしょう、今の回数とか時間は足りているというふうにお感じでしょうか。

○加藤東京ウィメンズプラザ所長 そうですね。できれば、もうちょっとやれたらいいなとは思いますが、皆さんやっぱり持って帰って、御自分だけじゃなくて区市町村の方に還元していただくようにもお願いしているので、あまりそれが回数が多くなってしまうと、また逆に負担になってしまうというお声もあるので、その辺がいつも、たくさんやればいいのか、でもやっぱりその分業務が増えるということの板挟みに、皆さん、立っていらっしゃるかなと正直思います。

○藤森部会長 業務の中で、やっていらっしゃるんですね。

ああ、太田委員どうぞ。

○太田委員 ごめんなさい。今の部会長のお話を受けてなんですけれども、要は、スーパーバイズって、支援員本人のやっていることを客観的に見てもらったりして、今後のよりよい支援につなげるという視点もあると思うんですけれども、もう一つ、スーパーバイズって、支援員さんそのものを支えたりとか、そういうことをすることで、またよりよい支援につなげていくみたいな側面もあるんだと思うんですよね。だから、せっかくスーパーバイズの定義とかを書くので、そういったところも提言の中に盛り込めていけるといいのかなと。そんな趣旨で、私もさっきちょっと指摘させていただきました。

すみません。補足です。

○藤森部会長 ありがとうございます。そうですね。やる気を燃え尽きないように支えていくということが大事だということですよ。

次に進みたいと思います。それでは、佐々木委員いかがでしょうか。

○佐々木委員 2番ですね。2番のところが一番気になっているのは、相談件数と一時保護の数なんです。都で把握している相談件数と一時保護の件数というのは、市区町村や民間が一時保護している件数とかが入っていないんじゃないかなと思っていて。相談件

数といったときに、配暴センターで受けている相談件数だとすると、普通の男女センターで受けているDVの相談というのは入らないでしょうし、トータルで実態が見える必要があるんじゃないかなと思っているんです。

なので、コロナでDVの相談が増えましたとか、この時期は減りましたとかという、その数字だけが表に出てきて、相談の件数で一喜一憂しているというだけではなく、配暴センターが本来把握してほしいケースは、もうちょっと総合的にみて支援が必要な方たち、相談受けて、すでに情報提供していて、危険なことは分かっているけど、なおかつ家にい続けることを選択する人たち、その人たちの数を把握しなければいけないと思っているんです。

妊婦さんだったら特定妊婦さんとか、きちんと見守りましょうとあってますよね。本来はそういう見守りの対象にして、その人たちがいろいろな危険な事態に遭遇し得るであろう場面を想定して、寄り添ってあげるといって、そういう支援になってほしいと思っているんです。

なので、しつこいですが、特定被害者とでも名づけて、被害が重度化したり、深刻化してしまうのを防ぎたい。本人が危険な生活を選択している人たちが確実にいるので、その人たちをちゃんと把握して支援してほしいというのがあります。

もう1つは、2番の“身近な地域での相談窓口”のところなんですけど、やっぱり警察との関わりをどれだけ充実させるかというのが、一番重要かなと思っています。警察の人たちが加害者にきちんとだめなことはだめ、と警告をしてくれる、そういう支援の手法を生かして、地域の人たちともちゃんと連携して、危険なときにはすぐに関われるようにしていく。そういう相談窓口であってほしいなというのがあります。

何度も言いますが、ただ配暴センターを整備しました、相談窓口を広げました、情報提供はいろいろできていますと言い、それはすごくいいなんですけど、そうであってさえも、自宅、危険なところにいる続ける選択を自らしてしまうという人たちは確実にいるので、その人たちをちゃんと見守って信頼を構築していく仕組みもあってほしいということです。

もう1つは、多様な人々のところなんですけど、男性被害者の件、確かに最近は良く見聞きします。男性相談は受付ていないのですが、実際に相談に来られても、聴くだけで一時保護する施設はありません。保護するところがないのです。なのでLGBTの人もそうですけど、そこを同時に考えていかないと、相談しました、危険だけど行くところ

るがないです。どうでしょう、何の支援もありませんというのが今の現状なので、相談と一時保護はセットで考えていく必要があるかなと思っています。以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。相談件数の把握の仕方ですね。民間の支援相談センターなどに関わっている数も把握したほうが良いということと、あとは本当に被害者で自らおうちにいるということ、い続けるということを選択している人たち、重篤化しやすい方ですね。その数を掘り起こしをし、なおかつ多分積極的にこちら側から動かないと、その方が支援を求めることはほぼないということ、その人たちにどうアプローチをするかということですね。

特定被害者というふうにおっしゃってくださったんですね。その方の見守りとか、安全をどうするかということと、あとは警察との関わりである。どうやって連携をしていくかということと、男性被害者の一時保護のようなものが、施設としてないということですね。女性に比べるとまだ数的には少ないのかもしれませんが、確実に被害者はいらっしゃるということではあるので、それをどうするかという問題があるということですね。

今のところ、もし男性が被害者の場合は、実際には分離というか、住居の分離等はどうされていますか。佐々木委員、何か御経験があれば教えていただけますでしょうか。

○佐々木委員 すみません、男性被害者とLGBTの方は従来の資源では入所するところがないので、民間ホテルを御案内しているのが現実です。子供を同伴していないケースがほとんどなので、ホテルでの滞在を容認してくださっている感じです。また、最終的には、生活力がある人も多いので、ある一定の資金があるということで、自分で居所を手当てして、配偶者とは分離になるという、そういうケースがあります。

○藤森部会長 分かりました。ありがとうございます。

何かそこはちょっと経済力の差というのは、ちょっと特徴的なところかもしれないですけど、そういう方ばかりとは限らないわけですね。多分経済力がある方ばかりではないというときに、どういう保護の仕方があるかというのは、今後の課題になっていくかと思います。

○佐々木委員 ただ、生活力を奪われているケースもあります。パートナーからすごい暴言を吐かれているうちに鬱や精神疾患になられて、それで仕事を辞めざるを得なくなつて、結果的に生活困窮になるという負のスパイラルにはまる被害者の方は男性でもおられました。

○藤森部会長　そうですね。精神疾患に至って不適應を起こすという方がいらっしゃると思いますよね。ありがとうございました。

じゃあ、宮地委員いかがでしょうか。2番について、お願いいたします。

○宮地委員　児童相談所とかとの関連・関係機関の連携強化や、民間団体との連携の一層の充実とか、この辺は非常に大事だと思うので、ぜひ進めていただきたいなと思いました。

あと、23ページに保護命令の件数が減っているというのと、その中で警視庁に通知されたのが1,500のうち50とすごく少ないんですけど、これは何か理由というかあるのか、ちょっと知りたいと思いました。

○藤森部会長　どうでしょうか。警視庁の保護命令件数ということですね。全国の保護命令件数が令和2年度は1,500件で、警視庁というのは東京都ということで、多分50件ということになっているということですかね。これでよろしいでしょうか、理解は。

○赤羽部長　そうですね。全国のうち警視庁、東京都の中ですからそうなんですけども、内閣府等の会議でも、全国的に減っているという事実はいつも話題にはなっていますが、それが何でといったところは、今、把握していないので申し訳ないです、ちょっと分かりかねます。

○藤森部会長　どうでしょうか。多分、自力でどこかに逃げることができるようになっていくということなんですかね。ちょっと全体の数からいっても、でも東京都もつとあっても不思議ではないかなという気はしますけど。

田村委員、お願いいたします。

○田村委員　よろしいですか。2点あります。

多様な相談体系のところ、15ページです。ほかにもたくさん出てくるんですが、SNS等を活用した相談機関の充実、これは本当に若い世代ってSNSを使ってということは効果があると思うのですが、最初のファーストコンタクトのところ、SNSで入ってもらえるのはいいんですけど、それがSNSですべて相談継続できるかという点、なかなか難しいんですね。

やっぱり、その後電話につなげる、面接につなげる、そして本当に必要な支援につなげるという実質的な相談支援につなげるための課題はたくさんあるので、SNS相談だけをやればよいということではないという点があります。今もう既に内閣府と民間とかで一緒になってよりそいホットラインやDV相談+（ぷらす）をやっています。東京都

もSNS相談をおやりになっていますけども、その課題を踏まえるということが大事かなと思っております。

もう一つは、やはり多様な相談者で、外国人支援についてです。既にこれも内閣府と厚労省関係のDV相談プラスやよりそいホットラインでは、外国籍のラインがあります。そこに入ってきた相談を民間の団体のほうで多言語で受けています。その相談が東京都とか、地方の自治体の相談がにどのように関わっているかというところ、全国レベルで受けた相談を民間団体の支援者が基礎自治体や東京都などの自治体の相談に、もうちょっとコンタクトできる連携体制があると、実際の支援につながる、充実するのではないかなと思います。

全国の相談ラインで入ってくる相談では、民間が受けて民間だけでやるのではなかなか対応できない非常に重篤なものもあります。そのような多様な外国人の支援が、東京都や基礎自治体の支援としっかりと連携すればより充実するんじゃないかなと感じます。

以上です。

○藤森部会長 田村委員、ありがとうございます。特にSNSの相談って気軽なんだけれども、ずっとそのSNSだけで相談しているというのは、やっぱり本質的な解決になりにくくて、電話であったり対面であったり、より現実的な方向に持っていく必要があるだろうということですね。取っかかりとしてのSNSという位置づけということになるかと思えますし、外国人への支援というのは、恐らくこれからもっともっと外国人の方が増えていくということになると思えますので、東京都が民間の支援のネットワークとどう絡んでいくかというところが、重要になってくるということになりますね。ありがとうございます。

それでは、3番目の問題に移りたいと思います。安全な保護のための体制の整備というところで、3番目です。(3)のところをお願いいたします。

よろしいでしょうか。じゃあ、太田委員いかがでしょうか。

○太田委員 時間も押してきそうなので1点に絞ると、取組の方向性の2点目のところで、保護命令制度だけではなくストーカー規制法などについても周知をと、そんな話がありましてですね。保護命令は確かに周知なんだと思うんですけど、ストーカー規制法の話になっちゃうと、もっぱら警察マターになるので、佐々木委員なんかもおっしゃっていたとおりで、むしろ警察との連携の話になるのかなと。

要は、ストーカー規制法に基づいていろいろ動いてもらうべきは、警察の方ということになるのかなと思うので、周知は周知で当然結構な話だと思うんですけども、もうちょっと踏み込んで警察等捜査機関とも密接に連携していくことが必要だという、そんな話になると思いました。

以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。

それでは、佐々木委員いかがでしょうか。

○佐々木委員 民間団体との連携とか一時保護体制の一層の充実というところなんですけど、さっきも言っていたんですけど、一時保護するケースというのは、やっぱり深刻化しているケースが多いので、そこをやっぱり重視していただいて、市区とか民間に保護しているケースも含めて、一時保護の数というのは一つの基準になると思っています。

緊急一時保護するケースが何件あるのか、実際はその人たちが何日かけて回復して、社会に戻って普通の生活が送れるのかということ、ちゃんと把握するということは、重要だと思っています。

なので、市区とか民間を含めた一時保護をどうやってやっているのか。さっき言ったような男性をホテルに泊めているケースも含めて、ちゃんと現状が調査されて把握されるといいんだろうなと思っています。そうすると、都の一時保護が減っている理由も分かると思うので。

あとは、やっぱり加害者の問題ですけど、しつこいんですけど、警察との緊密な連携をしっかりとっていくことが大切です。危険度のチェックシートぐらいは共有したほうがいいと思うんです。それは被害者の人たちを守るためにも使えるので。

あなたの生活している環境はこんなに危険なんですよ、ということ、学んでもらい、支援する者みんなが同じ情報でしっかり何度も何度も危険性を伝えることができるのが、安全な保護なんじゃないかなと。警察との連携は第一歩だと思っています。

なので、加害者対応をしっかりとっていくということが大事かなと思っています。保護した人で、生活保護を受けざるを得ない人たちもいて、その人たちがやっぱり自宅に帰りますというケースの場合、加害者にもちゃんと会って、今後安全な生活を送れるかを確認するという、そういう作業も実際はしています。

家に戻るのに加害者に何にもアプローチしないというのは、あり得ないです。なので

そこも含めて、安全な保護、安全な支援というのは何なのかを考えてみると、“逃がす”だけじゃない支援もあると思います。自分たちで“もう一度やり直します”という選択をした場合の安全な対応を取るためなので、加害者の人にプログラムを紹介するとかもいいです。このように、加害者にもアプローチができるということが、安全な保護、安全な支援の一環だと思っています。よろしくお願いします。

○藤森部会長 ありがとうございます。東京都と民間団体の一時保護の数の総数を出していく。多分それは、一時保護というものをどういうふうに定義づけているかということで、多分そこをきちんとしないと、数って把握できないんだらうなと思いますので、東京都のものだけではなくて、全体を洗うということが大事だということですよ。

あとは警察との連携ということですね。加害者へのアプローチということと、あとチェックシートを用いるということは、多分被害者の方への心理教育にもなるし、警察官や身近にいる人のサポーターへの啓発ということにもなるということで、そういうものを標準化されたものをなるべくちゃんと使って変化を見ていくとか、今の現状をどう把握するかということが大事だという御意見をいただきました。ありがとうございます。

それでは、田村委員いかがでしょうか。

○田村委員 私も加害者対応のところについて、25ページの最後の丸の最後の行の、加害者に対する相談窓口等の充実を図る必要がありますと書かれている内容についてです。加害者対応については、加害者が児相だったり、子ども家庭支援センター等に対して暴言などの威圧行為を受けている、との現状・課題のところから、取組の方向性を考えていると思います。とすると、実際に加害者からの暴力、問合に対しての威圧的行為に対する対応窓口という意味もあるし、また、実際、妻や子供がいなくなってどうしようかとの相談、実際、家族と同居しているが、または、面会交流をしたいので自分が加害者プログラムとかを受けたほうがいいんだらうか、というさまざまな男性からの相談が全部入っているように思うんですね。

なので、ここの加害者に対する相談窓口等について、もう少し都のほうでお考えになっていらっしゃると思うので、そこを少し具体的に書いていただけたらと思います。実際に相談を受けた際に相談内容のアセスメントをして、自分が加害者として関与をしていないと思って問い合わせる人の受皿にもなり、自分がちょっと変わりたいと思ってプログラムを受けようかとか、実際、話す相手がいなくて聞いてもらいたいというような人たちの相談にも対応するように多様に広げていく男性相談のイメージを書き込めるな

ら書き込んでいただいたらどうかなとは思いました。

○藤森部会長 ありがとうございます。ある意味、加害者のワンストップセンターのよ
うな形で、そこでスクリーニングをして、いろいろ分けるということになるのかもしれ
ないですね。何か要するに相談もあれば、文句を言いたいという人もいれば、いろいろ
加害者の中でも対応が多様だということに対して、その窓口がそれに対応できているの
かというところが不明であるというところでは、より明確にそれを示していこうという、
田村委員の御提案だったと思います。

○田村委員 実際にそういう男性相談がないと思いますので、それを新たに今の視点でつ
くって充実させていっていただいたらいいなとは思っています。

○藤森部会長 分かりました。そうですね。

宮地委員、お願いいたします。

○宮地委員 3の2のところ、やっぱり加害者への対応が、これ全体的に非常に甘いとい
うか、ほとんど書かれていない感じがして。先ほども言われていた方いましたけど、
警察からの警告とか、そういうのがあるかないかで被害者の安心感とかも大分変わって
きますので、警察との連携というのは非常に大事だし、ちゃんと書いたほうがよいので
はないかと思いました。あとは、ほかの方々と大体一致しています。

○藤森部会長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係もありますので、4のほうに移りたいと思います。自立生活再
建のための総合的な支援体制の整備という点について、太田委員、お願いいたします。

○太田委員 一つは、ワンストップの話があったんですけど、その点はさっきもう話した
ので、そこは飛ばします。

次に、住宅確保の点で、都営住宅などの抽せん確率を上げて住宅確保に、という話が
書いてあるんですけども、現場で見ているのは、当選確率が上がっても結局抽せ
んなので、入れるかどうかよく分からないし、かつ入れるとしてもすぐぱっと入れるわ
けでもないという、その部分がいつも、DVに限らずなんですけども、障害者の方の
支援とかしていて、何とかならないのかなと思うところです。この辺りも、住まいが確
保できるような方向で、より前向きに御検討いただけるといいのかなというふうに思
いました。

あと、もう一つ、子供のケア体制の充実の部分なんですけども、取組の方向性のと
ころの最後のほうで、結局、面会交流をどうするかという問題がいろいろ書いてあって、

書きぶりとしては、もう本当このとおりだし、ここ以上には多分踏み込めないなって思いました。

以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。住宅の問題と、すぐに入れないということが、緊急時に役に立たないというようなことがあったりとか、費用の面とかもあるでしょうし。空き家政策みたいなものも利用して、何かうまく被害者の方が安全に身を守れるところに転居できるという形をすぐスムーズにできるといいなというふうなことですよね。

それと、裁判所等で問題になっている面会交流の問題って、本当に家庭裁判所は、もう今、面会交流の案件がすごく多くて、通常の夫婦の間でも非常にもめる案件で、特にDV被害の場合なんかは非常にもめている案件であるんですが。やはり弁護士の方の御理解というのは欲しいなと思うことがあるので、ぜひ弁護士会でも研修会を開いていただければなというふうに思いました。

それでは、佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 4番ですね。

○藤森部会長 はい、4番です。

○佐々木委員 何度も言っていますが、支援センターの機能整備とか、技術的支援とか、連携強化というのは、もう本当にそれに尽きるというか、そうやっていていただきたいなと思っています。配暴センターの機能の中で、相談だけじゃなくて、ある程度、同行したりだとか、連携会議に参加したりだとかできるような配暴センターであってほしいなというのはあります。

なので、もう少しフレキシブルというか、いろいろな形で広がりを持てるような配偶者暴力相談支援センターになっていけるような、ちょっと余力を残した感じの書きぶりにしていただくのがありがたいなと思っています。

2番の安全・安心の生活支援のところなんですけど、個人情報管理に細心の注意とあって、住民票の取扱いというふうに書かれていたんですけど、もうちょっと細かいところで、今もう子供のゲーム機とか、最新の電子機器を持っていたら全部GPSがついていたりとか、お父さんと普通にメールして、電話とかしちゃっていて、どこにいるのかもうばればれみたいな。何か頭隠して、役所が一生懸命住民票の秘匿とかいって頑張っているんですけど、駄目じゃんってなっちゃっていて。結局、見つかりました

みたいなどころがあります。

さっき太田先生もおっしゃったように、面会交流で子供と会っていろいろな情報を収集して、この辺の地域にいるんだ、ふうんみたいになっていて、それで突き止められちゃって最終的に支配は再燃して、離婚はしましたけど、ほぼ同じ生活に戻りましたみたいな人は現実にはいます。

なので、住民票の取扱いだけじゃないよねというところの、SNSの利用の仕方もそうですし、こういう最新電子機器を使うときの注意ですとか、そういうことを学ぶ機会をちゃんと提供してあげるといことをしてあげてもなおかつ危険という、そういう現状だという認識になったほうがいいような気がします。

就労支援の充実というのがありますけど、仕事をなくしてまで逃げなきゃいけないというこの今の現実が、もうほぼなんか人権無視というか、人権侵害なんですけど。仕事を辞めずに夫に出ていってもらうだとか、何か別の形をつくっていかないと、もう仕事は辞めなきゃいけない、無職で子供がいる、もうなんか極貧の状態に陥らせる被害者のモデルというのが、まず逃げない一つの理由でもあるんです。なので、少なくとも仕事が継続できるようなために、企業に何か協力を得るとか、そういうことも重要だなと、すごく今、私たちのところでは思っているところです。

住宅は、住居支援をやっているNPOとかもあるので、そういう空き家対策を充実させているNPOとかと連携するとか。あと、母子生活支援施設も空いていると言われているところもたくさんあるので、そういうところとうまくつながってやれるようにしていくということも重要ななと思います。

なので面会交流の問題があるので、自立して、最終的に物すごいエネルギーをかけて逃げて、結局見つかりましたというところでまた支配されるのであれば、仕事を辞めずに自分たちの生活は確保しながら、でも何か距離を置いて、しっかり私たちの生活にもうこれ以上関与できないようにしたいという、そういう支援もあっていいのかなというふうにも思います。以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。そうですね。企業の理解というところは、冒頭でも企業の理解というのは重要だということで、被害者の方が辞めなくていいような形をどういうふうにするかというのは、やっぱり企業の体質を変えていかないと、なかなか難しいだろうなというところもありますね。あと住宅支援の問題とか。

あとGPSの問題は本当に深刻で、私の関わったケースでも子供を駅まで呼び出して、

結局新幹線に乗せて連れて帰って来てしまったという加害者というのがいたので、非常にリアルで深刻な問題だというふうに思っています。ありがとうございました。

それでは、次、田村委員です。

- 田村委員 自立支援のところ、27ページなんですけれども、配暴センターにおいて、自立支援の充実を図ることが重要だと書かれております。配暴センターの六つの機能の一つの自立支援援助というところは、やはり情報提供という形なんです。実際に被害者が自立支援のために必要なのは、自助グループだったり、プログラムを受けたり、子供のケアだったり、就業支援だったりという部分です。そこは今、東京においては、やはり民間の団体がやっている部分が多いです。

ですので、佐々木委員が言ったように、配暴センターが広がりを持つような、余力があるような書き方というのがあると同時に、実際に民間支援団体の力も活用して、自立支援の充実、促進を図るみたいな、そういうような形で民間支援の活用もあるのかなと思っております。

あと、33ページの、やはり子供のケアのところ、養育費を支払うからと面会交流をさせると養育費と面会交流がバーターにされるということが現実にはすごくあります。養育費は養育費として、きちんとそれは払う義務があるので支払っていただくという制度を進めてほしいです。今、政府のほうでも、しっかりと制度化していこうという動きがありますので、養育費の部分について何か含められるのであれば、書いていただきたいというふうに思いました。

以上です。

- 藤森部会長 ありがとうございました。子供の貧困につながってしまう、その養育費の不払いみたいなことと、面会交流とどうしても加害者のほうはセットにして力を、パワーをかけてくるみたいなことがないように。もう裁判所としては、その辺は取り扱っているんですけど、現実には夫婦間のやり取りとしては、結構お金のやり取りをストップさせるぞみたいなことが現実にあるんだろうなというふうに思いました。

それでは、宮地委員、お願いいたします。

- 宮地委員 ほかの委員が言われたことと同じようなことなので、やはり、この書かれていることをぜひ充実させていただきたいなと思うと同時に、やっぱり何か着の身着のまま被害者と子供が逃げるモデルというのがすごく強い感じがして、本来なら加害者側が出て行って、子供や被害者はその生活基盤が維持されるべきなのに、そういうイメージ

が出てこないという感じがあって、ちょっとそこを何とか変えてほしいなあって思っています。

それとも関連してなんですけど、先ほど、保護命令のお話が出ましたけど、退去命令というのがどの程度出ているのか、これは今じゃなくていいんですけど、次のときにでもちょっと情報をいただけると、ありがたいなと思います。

あと、もう1個は、就労支援の充実のところ、この骨子のほうだけ見ると、被害者の半数近くが無職で、約8割に子供がいるという話で読むと、子供がいるから就労支援が必要みたいに読めちゃうんですね。内容、長いほうのを見ると、託児所つきの就労支援プログラムとかいうことなので、意味は分かったんですが、この骨子のほうだけ見ると、ちょっと誤解をしやすいなという感じがして。

実際の被害者で、子供がいる被害者でも、お子さんも大変だし、自分のメンタルも大変だし、そこで就労までしろと言われたら、もうとてもじゃないけどつらくて仕方がないとか、それをやっていたら今度子供のケアもできなかったりするんで、そういう意味で書かれているんじゃないということは、長いほうを見ると分かるんですが、少し誤解のないようにしていただいたほうがいいなと思います。

○藤森部会長 ありがとうございます。少し言葉を切って、子供がいるからみたいな感じにならないように、仕事をできないんだみたいな形にならないような書き方が、子供がいない方も不利益にならないような形が必要だということですね。よろしいでしょうか。

ちょっと時間が押してきてしまいましたので、5番目のほうに移りたいと思います。

太田委員、お願いいたします。

○太田委員 5に関しては、(2)の最後の部分とかになるんですけど、今までも大分話が出てきたとおり、切れ目のない支援をするために、民間団体の方々の支援体制の充実をしていかなきゃいけないというところは、もうほぼ異論がないと思っています。

方向性の最後の白丸のところなんですけども、支援体制の充実を図る必要がありますって、全くそのとおりなんですけど、もうちょっと具体的にいろいろ書いてあげられなかなというのをちょっと思いました。例えばですけれども、その支援者の方々が燃え尽きちゃったりとか、疲弊しないようにするバックアップの体制をつくってみるとか、各種の助成金とかそういった予算をちゃんとつけてあげるとか、そういった支援体制の充実って一言の部分をもうちょっと膨らませて具現化できるとよいかと思いました。それこそ数値目標なのかもしれないですけど。

以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。

それでは、佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 民間団体の連携が重要だということで、専門的能力を有する民間団体の取組を支援となっているんですけど、専門的能力というところを評価してもらうというだけじゃなくて、支援される方々も多様なニーズを持っているので、その多様性に合わせて、多様な支援の手法もあってほしいという、そういう感じで、その一環としての民間団体という感じの何か書きぶりがいいのかなとは思っています。

なので民間団体といったって、もういろいろあるので、それこそ本当、専門的能力を持っているということで評価されているのかどうか分からないんですけど、何か民間団体も多様であってほしいなというのをちょっと思っています。

それで、そういう民間団体を育成していくという、もっと範囲を広げていく、支援の範囲を広げていくという感じですかね。そういう連携ができるといいなと思います。

○藤森部会長 ありがとうございます。支援内容の多面化というところで、例えば専門的能力ということもあるかもしれませんが、お買物のお手伝いをするとか、何かそういう、その人が必要とする支援を細かく分けて、それぞれを単独で行えるような組織、民間団体がたくさんあるといいですよということになるかと思います。

それでは、田村委員、お願いいたします。

○田村委員 私も最後の取組の丸なんですけれども、前の計画だと、「専門能力を活用して、民間団体との連携強化を図ります」というのが、今回の計画案では、「民間団体と連携した取組を行うことが求められている」というふうになっていて、これは民間団体の力をDVの被害者の支援施策に、施策に入れ込む形で活かしていくところまで読み取れるような内容なのか、せっかく連携した取組を行うと書かれてくださっているので、そこをもうちょっと具体的に書けるものであれば書いていただきたいと思います。民間が民間でやっていくだけではなくて、行政の計画や施策の中にちゃんと民間支援を位置づけるところまで書ける可能性があれば、お願いしたいなというふうに思いました。

以上です。

○藤森部会長 一步踏み込んで取組というところを書いてくださったので、それがより具体的にどういうものなのかというところを記述してほしいということですね。

それでは、宮地委員いかがでしょうか。

○宮地委員 皆さんと一緒になので、それで大丈夫です。皆さんの意見に同意いたします。

○藤森部会長 ありがとうございます。

それでは、6番の人材育成の推進というところで、太田委員、お願いいたします。

○太田委員 私からは1点だけで、この注釈にあるバーンアウトの解説があるんですけども、多分これもバーンアウトの中の一部みたいな定義になっちゃっていて、相談を聞き続けることでどうのという部分は多分いらぬのかなと。すみません、細かいことなんですけど、その点だけです。

以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。バーンアウトですとか、二次受傷、代理受傷とかいろいろあるのですね、そうですね。

次に、佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 人材育成のところですよ。6番でいいですね。

○藤森部会長 はい、6番です。

○佐々木委員 私が思うのは、人材というか専門家の養成機関で、こういう女性の被害者支援だとか、女性保護だとか、そういったものは学ばないというふうに聞いていて、社会福祉士の養成だとか、心理士の養成だとか、医師の養成機関みたいなところで、全く学ばないということを知りました。

なので、そこはトラウマ治療をしなきゃいけないとか、心理の専門家にカウンセリングを受けなきゃいけないとか、最終的にそういうところとリンクしなければいけないので、もっと関係機関に働きかけていただいて、ちゃんとカリキュラムにしっかり入れていただきたいというふうに思います。それで、人材育成を進めてほしいと思います。

○藤森部会長 武蔵野大学は、本当に私の勤めている大学は非常にトラウマ大学と言われていて、女性の被害者支援とか、犯罪被害者支援を一生懸命やっているんですけども、むしろそういう大学は、すごく珍しいというふうに言われているのが現実かなと思います。

今度、学生を育成した時点で社会に送り込んだときに、学生が暮らしていけるだけの給与が、そういうところに勤務して受皿としてあるんだろうかというところは、送り出すほうとしてはなかなか不安なところではあるなというふうに、公認心理師養成大学院としては思っているところです。

それでは、田村委員、お願いします。

○田村委員 37ページの最後の丸で、ここで取組の方向性に相談員の資格認定制度の創設について国に働きかけるって書かれているんですけど、これは都として、もう既に独自にこういう認定制度を考え、という感じでしょうか。

というのは、今、佐々木委員の発言にもあったように、人材育成については行政機関とリンクさせた研修や人材養成が必要です。民間支援団体も独自にジェンダーベースの支援という視点で、DVや暴力被害支援者の養成ということも考えていたりするので、ここに書かれている資格認定制度の話というのは、行政だけでなく民間とも連携して一緒に考えていったほうがいいのではないかなというふうに思って、お伺いしました。

以上です。

○藤森部会長 これは都のほうは、いかがでしょうか。

○赤羽部長 事務局でございます。都といたしましても、独自の認定制度をつくるというよりも、いろいろなところと連携をして、ここは資格認定制度と書いてありますけれども、どういったものが必要で、どういうことが実現できるんだろうかということは、これから考えていきたいと思っております。

○藤森部会長 それでは、宮地委員いかがでしょうか。

○宮地委員 ぜひここは充実させていただきたいなと思って、その被害者支援、実際に当たる方の人材を大切にすることもあるし、あと皆さんの意見をお聞きしていて、確かに福祉や、看護や、医学やのところでも本当にカリキュラム化されて、裾野が広がってほしいなと思いますし。もっと言うならば、法学部、それから警察系の人たちにも、ぜひカリキュラムの中にこういうことが入ってほしいなと思いました。

以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。

それでは、7番のほうに移りたいと思います。適切な苦情対応というところで、太田委員、お願いいたします。

○太田委員 7に関して、私からはありません。

○藤森部会長 それでは、佐々木委員いかがでしょうか。

○佐々木委員 第三者機関があるといいなというのは思います。そんな感じですか。

○藤森部会長 それでは、田村委員いかがでしょうか。

○田村委員 私も今のところはないです。

○藤森部会長 宮地委員、いかがでしょうか。

○宮地委員 ぜひ充実させていただきたいと思ひますし、DVについても、大分長くなると複雑なケースが増えて、加害者も特にモラハラ系の加害者は、自分こそ被害者だというふうに訴えて、相談に来ることとかも多いただろうから、相談も複雑化していると思うんですね。なので、ぜひ二次被害も防止、大事ですけれども、相談自体が複雑化しているというところも、ぜひ認識をして充実させていただけるといいなと思ひます。

○藤森部会長 そうですね。専門家による二次受傷のようなものというのが、本当に二次被害が起きてしまうということが、一番防止しなくてはいけないことだと思ひますので、やはりトラウマインフォームドケアという形で、いろいろな職種の方にトラウマに関する理解を、まずしてもらわなくてはいけないというふうに思ひます。

8番ですね。調査研究の推進というところで、太田委員、御意見ありますでしょうか。

○太田委員 取組の方向性に書いてある、書きぶりとしては、多分この限度かなというふうに思ひますけども。一つ目のポチと二つ目のポチ、両方なんですけど、具体的にじゃあどうするのかみたいなのは、むしろほかの現場で奮闘していらっしゃる委員の方々から、具体的にこういうことをすべきだとか、こういうことをするとうまく調査できるんじゃないかみたいな話をいただけるといいのかなというふうに思ひました。

以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。

佐々木委員、いかがでしょうか。

○佐々木委員 私は、最初に言いましたように、加害者との同居を選ぶ被害者という方々が現実にいるということで、そういうケースだけでも加害者更生プログラムにちゃんと通ってもらうとか、具体的に、積極的にプログラムを利用して、活用してもらって、その結果を分析するだとか、何かそういうことができないかなと思ひているんです。

実際には、復縁するケースも多いです。そういうときにこういうプログラムがあるよと、これをやることによって安全に暮らせるよねという、そういう何か流れをつくっていくために使うというのも重要なポイントかもしれないなと思ひました。

○藤森部会長 ありがとうございます。

それでは、田村委員いかがでしょうか。

○田村委員 東京には加害者プログラムをやっている実績のある団体があって、頑張っているんですが、やっぱり資金的な問題もあり、自分たちではなかなかそれ展開していくことが難しい。前回の計画に「加害者プログラムについては国に要望していきます」の

が、今回の計画案では「国へ働きかけを行う必要があります」と、これも一歩踏み込んで書いてくださいます。せっかくなので、情報収集するだけでなく、例えば加害者対応、被害者支援のリスクアセスメントとか、実際に東京の民間団体がやっている加害者プログラムを東京版パイロット事業みたいな形にして、それを基に国へ働きかけるぐらいをもしも可能であれば、お願いしたいなという気持ちではあります。

以上です。

○藤森部会長 宮地委員、いかがでしょうか。

○宮地委員 調査研究で、加害者の更生のことはすごい大事だと思うんですけど、これだけ読むと調査研究、加害者対応だけしか書いていない感じがして、調査研究すべきこととしては、やっぱり先ほどから聞いているとSNSとか、スマホとネットの世界になって、DVの実態や支援の在り方が何が変わってきたのかということも、実態調査をしていただけると、次のステップに行きやすいなということは思いました。

○藤森部会長 ありがとうございます。

それでは、最後、時間がもう本当に残り少なくなってしまったんですが、すみません、私の時間配分がうまくできませんで、申し訳ございません。

ローマ数字のⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの番号のところを総括して、委員の先生方に御意見を伺いたいと思います。

太田委員、ありましたらよろしく願いいたします。

○太田委員 Ⅱ、Ⅲにほぼ共通するような話になると思うんですけども、要は、デートDVでもストーカーでもそうなんですけれども、そういった人たちに関わらないで済むためにはどうすればいいのか、どうすれば身を守れるのかみたいなノウハウみたいなのがあれば、こういった被害そのものを減らせるのかなということ、現場で見ているとすごく思うことですね。

そういった何かノウハウ的なものも、啓発ってできないのかという点も検討できるといいかなというふうに思いました。すごい難しい問題だと思いますけど、以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。

それでは、佐々木委員、いかがでしょうか。

○佐々木委員 すみません、二つあります。一つは、AVの出演強制の問題とかというのは、どこに入るのかなというのが、ひとつ聞いたかったのと、あと、最近のケースでよくあるのが、SNSで呼び寄せるケースです。それで家出してきた女性たちを呼び寄せ

て、その人たちに対して暴力を振るうということ。それを何度も繰り返しているんですね、同じ人が。

それに対して女性たちは怖くて被害届とか出さないから、警察は何もできなくて。本当に見ているだけで被害がずっと重複して、いろいろな人が被害を受けていると。何かそういうのはSNSというツールができちゃって、インターネットの時代だから全国から来るんですけど、本当に多いです。

こうした被害をちゃんと実態調査していただきたい。さっき宮地委員もおっしゃっていましたが、実態は大変だと思います。なので危険な状態にいる人たちがたくさんいるということが見えてくると思います。よろしくお願いします。

○藤森部会長 ありがとうございます。実は、こういう被害者って低年齢化してしまっていて、小学生から本当に大学生に至るまで、被害者は実際に多くて。それこそリベンジポルノみたいなものになったりとか、脅かされているケースがすごくあって、被害が継続してしまうというようなことがあるので、本当にちょっと実態調査が必要だろうなというふうには感じております。

田村委員、いかがでしょうか。

○田村委員 今ここで検討しているのが、暴力被害のことですが、前回の部会的时候にも生きづらさを抱えた若年女性たちが、貧困のこともあるけども、家庭内等で性暴力を受けている現状について触れさせていただきましたがその対策をどのように計画に入れ込むかが気になっています。

1のほうの計画に、生きづらさを抱える女性たち、若年の女性に対しての支援が入っているのかもしれないんですが、そういう女性たちが、実は家庭内でのやっぱり性暴力を受けているとかということで、1に例えば入っている若者の支援の中に暴力被害への支援、未然防止などがはいるのか、もし、入らなければ、計画Ⅱの部分に入れるなどがあるのではないかと、そこがどんなふうに入っているのかなというのがちょっと分からなかったです。やはり、ここの性暴力というところで、若年女性の支援というみたいなどころを入れていただけたらなというのがあります。

以上です。

○藤森部会長 若年女性を特化して、何か記述をしてほしいということですよ。

ありがとうございました。宮地委員お願いいたします。

○宮地委員 皆さんと一緒になんですけれども、やっぱりSNSやネットで、例えば無断で

動画がアップされたり、いろいろなことが起きているので、その実態調査はすごい必要だと思えますし、皆さんも御存じだと思いますけど、チェコで「SNS-少女たちの10日間-」というドキュメンタリーの映画が出て、すごく話題を呼んでいて、やっぱり世界的に、特に若い女の子たち、まだ危険を知らない子たちというのがとても被害に遭っているんで、ぜひその辺りは対応を早くしてほしいなと思えます。

以上です。

○藤森部会長 申し訳ありませんでした。本当にいろいろな不手際が多くて、時間も足りなくなってしまう。議事進行が滞ったことを、おわび申し上げます。

本日の議論を踏まえ、事務局において修正等をしたものを、次回の部会でさらに議論していきたいと思えます。

時間の都合がございますので、次の議事に入らせていただきます。

会議次第の4、その他でございます。今後のスケジュールなどについて、事務局から説明してください。

○菅野課長 事務局でございます。次回の第3回部会でございますが、8月3日、火曜日、10時から12時までオンラインでの開催とさせていただきます。

第3回部会に向けた進め方を御説明させていただきます。本日お伺いできなかった御意見等がございましたら、期間が短く大変恐縮でございますが、7月2日、金曜日までに、事務局までお寄せください。お寄せいただいた御意見につきましては、委員の皆様と共有をさせていただきます。その後、都庁内各局と調整を進めるとともに、委員の皆様からの御意見につきましては、必要に応じて部会長に個別に御相談、調整をさせていただきます。部会開催の1週間前の7月27日頃までに、中間のまとめ（案）として委員の皆様へ送付をさせていただきたいと考えております。

中間のまとめ（案）につきましては、第3回部会での御議論を経て、部会案として取りまとめ、9月に開催予定の第2回総会に御報告いただき、御審議いただく流れとなっております。

事務局からは、以上でございます。

○藤森部会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

（なし）

○藤森部会長 それでは、これもちまして、東京都男女平等参画審議会第2回配偶者暴

力対策部会を閉会させていただきます。長時間にわたり、御協力ありがとうございました。

(午後 4 時 0 1 分 閉会)